



平成 27 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒマラヤ
代 表 者 代表取締役社長 野水優治
(コード番号 7514 (東証・名証第1部))
問い合わせ先 取締役管理本部長 大野輝文
(TEL 058 (271) 6622 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年11月25日開催予定の当社第40期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、本年11月25日開催予定の当社第40期定時株主総会での承認を条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結できるよう、現行定款第30条(社外取締役の責任免除)を変更するものであります(変更案第31条)。
- (3) 法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の予選に関する規定を変更案第21条(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)として新設するものであります。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)として新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 11 月 25 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 11 月 25 日 (水)

以 上

【別紙】定款変更の内容 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 6 条 (条文省略) (自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 19 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は 8 名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第 7 条～第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は 8 名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p> <p>第 21 条 <u>補欠の監査等委員である取締役の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

<p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 (新 設)</p> <p>第25条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または署名押印を行う。</p> <p>第28条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める範囲内とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第29条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める範囲内とする。</p> <p>(削 除)</p>
--	---

(員 数)	
<u>第 3 1 条 当社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削 除)
(選任方法)	
<u>第 3 2 条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削 除)
<u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(任 期)	
<u>第 3 3 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削 除)
<u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
(常勤監査役)	
<u>第 3 4 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知)	
<u>第 3 5 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u>	(削 除)
<u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議方法)	
<u>第 3 6 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会の議事録)	
<u>第 3 7 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>	(削 除)
(監査役会規程)	
<u>第 3 8 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(報酬等)	
<u>第 3 9 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
(社外監査役の責任免除)	
<u>第 4 0 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定</u>	(削 除)

<p>により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 3 2 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第 3 3 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数で行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第 3 4 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第 3 5 条 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(事業年度) <u>第 4 1 条 (条文省略)</u></p>	<p>(事業年度) <u>第 3 6 条 (現行どおり)</u> <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 3 7 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 4 2 条 剰余金の配当としての期末配当は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 3 8 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p>③ <u>前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

<p>(中間配当)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第44条</u> 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第39条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
---	---

以 上